

# 三重県内での教育旅行を実施する学校に 旅行代金の一部を支援します！

～ 県内教育旅行促進支援金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、県内の観光地が直面している苦しい状況を踏まえ、必死に頑張っている観光地の事業者の回復を支援するとともに、県内の子どもたちが自然や歴史・文化等をはじめとする県内各地域の魅力を再発見し愛着を高められるよう、県内の学校が県内を行先として実施する教育旅行に対する支援を行います。

(申請受付、審査業務全般に関しては「みえ観光の産業化推進委員会」からの委託を受け、株式会社JTB三重支店が行います。)

※対象地域:三重県内全域

※対象となる教育旅行:南部地域以外を目的地とする教育旅行全般

児童・生徒1人あたり 1,000円～5,000円

(学校の所在地域と教育旅行の実施地域、宿泊の有無により変動します。)

受付期間:令和3年4月1日(木)～令和4年1月11日(火)17時

## 申請はメールのみ

(※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による提出はお控えください。)

※提出された申請書を審査のうえ、採択校を決定します。

※本支援金においては、事後申請を一切認めておらず、事後承認は一切行っておりません。必ず当該教育旅行の実施までに申請を行い、承認を受けたうえで、旅行を実施していただきますよう、お願いします。(できる限り、当該教育旅行を実施する2週間前までに申請をお願いします。申請の流れについては、「6 申請に係る手続き」をご覧ください。)

## 1 支援対象者

三重県内の学校(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校及び高等専門学校)又は三重県内の学校から依頼を受けて教育旅行を企画、実施する旅行者等となります。

## 2 支援対象事業

三重県内の学校が学校行事として企画し、令和3年4月から令和4年2月までの間に校外で実施する修学旅行、自然教室、社会見学、遠足等で、三重県内において実施する教育旅行全般(「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」の対象となる南部地域を目的地とした教育旅行を除く。)

※教育旅行の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分行っていただきますよう、お願いします。

※複数回実施する場合は、実施期間(旅行)ごとに申請が必要です。

### 3 受付期間

令和3年4月1日(木)～令和4年1月11日(火) 17時まで

### 4 支援金額

学校の所在地域と教育旅行の実施地域、宿泊の有無により変動します。

支援対象者区分	支援対象者区分		支援事業区分	参加児童生徒1人あたりの支援金額
	学校所在地域	教育旅行実施地域		
1 学校所在地域と教育旅行実施地域が同一地域内の学校	北勢	北勢	日帰りの教育旅行	1,000円
	中勢	中勢		
	伊賀	伊賀		
2 学校所在地域と教育旅行実施地域が隣接地域内の学校	北勢	中勢、伊賀	日帰りの教育旅行	1,500円
	中勢	北勢、伊賀		
	伊賀	北勢、中勢		
	伊勢志摩・紀勢	中勢		
3 上記を除く県内の学校	伊勢志摩・紀勢	北勢、伊賀	日帰りの教育旅行	2,000円
	東紀州	北勢、中勢、伊賀		
4 県内の学校			県内での1泊以上の宿泊を伴う教育旅行	上記単価に3,000円を加算

※地域区分は、以下のとおりです。

北勢…桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中勢…津市、松阪市、多気町、明和町

伊賀…伊賀市、名張市

伊勢志摩・紀勢…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町

東紀州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

#### 【注意事項】

※実際に教育旅行に参加した児童・生徒数を対象とし、**教員、カメラマン、看護師等は除きます。**

※市町補助金や国の「GoToトラベル事業」との併用を妨げません(自己負担額を超えない範囲内)。

ただし、県の他の補助金(「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」等)との併用は、不可です。

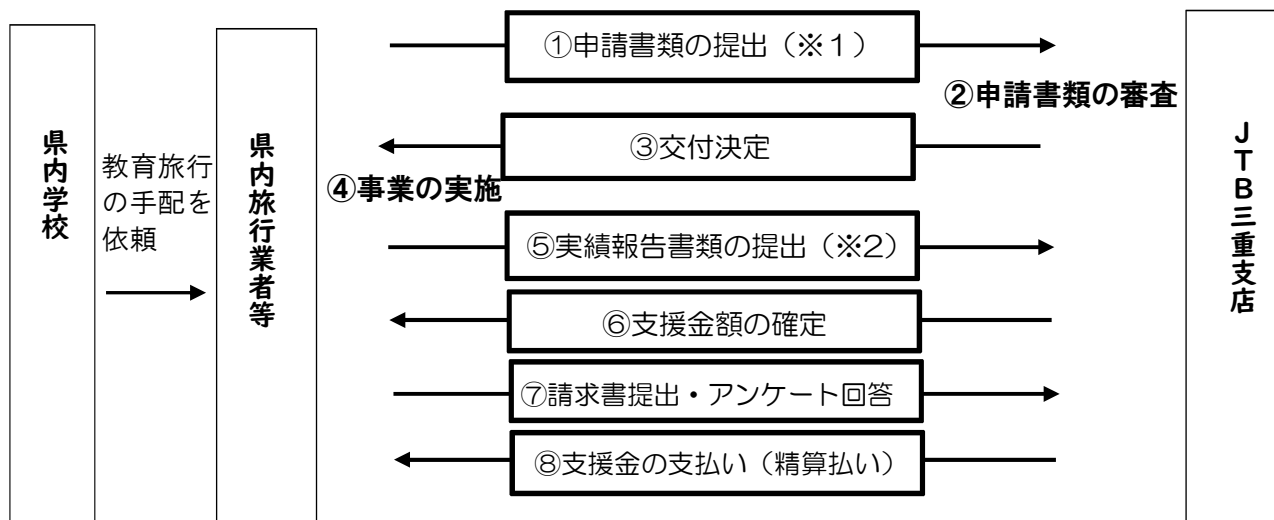
### 5 申請に必要な書類

様式は、JTB三重支店ホームページからダウンロードしてください。

JTB三重支店HP:<https://branch.jtbbwt.com/j5773-0>

また、JTB三重支店ホームページからダウンロードできない場合は、返信用封筒(角型2号サイズ)に切手(140円)を貼付のうえ、下記提出先まで郵送いただければ、必要書類一式を返送いたします。

## 6 申請に係る手続き



(※1)できる限り、当該教育旅行を実施する2週間前までに申請をお願いします。

(※2)旅行実施後、1か月以内に報告をお願いします。

※各種申請・報告は、メールのみでの受付とさせていただきます(原本は、郵送不要です)。

※支援金申請は、「令和3年度県内教育旅行促進支援金申請書兼承認書」(第1号様式)を、ご利用ください。

※実績報告は、「令和3年度県内教育旅行促進支援金実績報告書兼確定通知書」(第2号様式)を、ご利用ください。

※変更・取り下げ・旅行中止申請は、「令和3年度県内教育旅行促進支援金(変更・取り下げ・旅行中止)申請書」(第3号様式)を、ご利用ください。

※教育旅行実施後、簡単なアンケートにご協力をお願いします。

**※事後申請は一切不可となりますので、必ず旅行実施前に申請を行い、承認を受けたうえで、旅行を実施してください。**

## 7 留意事項

- ・支援金の支払いについては、事業実施後の精算払いとします。
- ・申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、支援金の返還を求める場合があります。

<申請書の提出先> **※各種申請・報告はメールのみでの受付とさせていただきますので、ご注意ください。**

〒514-0004 三重県津市栄町3-143-1 笠間第2ビル2階

JTB三重支店 県内教育旅行促進支援金 係

**E-mail: mie\_5773@jtb.com** (提出期限:令和4年1月11日(火)17時まで)

※メールの件名は「(学校名)県内教育旅行支援金申請」としてください。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による提出はお控えください。)

<お問合わせ先>

JTB三重支店 県内教育旅行促進支援金 係 担当:本多、酒井、奥村、布村、鈴木

TEL:059-228-0203 FAX:059-224-9831 (受付時間:9:30~17:30)

定休日:土・日・祝日、12月29日(水)~1月4日(火)は休業日

## 令和3年度県内教育旅行促進支援金 Q & A

R 3. 4. 1

R 3. 7. 8

### Q 1 支援対象者は、どのようになっているのか。

A 1 県内の学校（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校（小中一貫）、高等学校、中等教育学校（中高一貫）、特別支援学校及び高等専門学校）又は県内の学校から依頼を受けて教育旅行を企画、実施する旅行業者等となります。

### Q 2 支援の対象となる県内教育旅行は、どのようなものか。

A 2 県内の学校が学校行事として企画し、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に校外で実施する修学旅行、自然教室、社会見学、遠足等で、県内において実施する教育旅行全般（「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」の対象となる南部地域を目的地とした教育旅行を除く。）です。

### Q 3 支援の対象とならない旅行は、どのようなものか。

A 3 部活動のスポーツ合宿など、学習指導要領の特別活動として位置づけられている内容に沿わないものについては、対象外です。

### Q 4 学校からの直接申請は可能か。

A 4 旅行会社又はバス会社経由で教育旅行の予約をしていない場合は、直接申請が可能です。ご不明な場合は、随時ご連絡ください。

### Q 5 南部地域体験教育旅行促進事業費補助金との違いは、どのようになっているのか。

A 5 南部地域体験教育旅行促進事業費補助金は、旅行先が南部（13市町）に限定されていますが、本事業は、旅行先が北勢、中勢、伊賀の16市町を対象としています。

### Q 6 支援金は、学校ごとに1回しか申請できないのか。

A 6 学校ごとに申請回数制限はありません。同じ学年でも日程が異なれば複数回申請していただけます。

### Q 7 学年ごとに別の日程で教育旅行を行う予定だが、まとめて申請しなければならないのか。

A 7 同じ学校でも学年ごと別の日程で実施したり、複数回実施したりする場合は、それぞれ別々に申請してください。同様に実績も別々に報告してください。

い。支援金もそれぞれの旅行ごとに口座に振り込みます。  
(旅行等の会計が学年ごとに異なることも多いことから、それぞれ申請していただくこととしております。)

**Q 8 県内で2泊する予定だが、宿泊の場合の加算は、2倍になるのか。**

A 8 県内で、1泊以上の宿泊を伴う場合には、一人あたり3,000円を加算しますが、宿泊日数が2泊以上でも加算額は変わらず、2倍にはなりません。

**Q 9 宿泊を伴う教育旅行を実施するが、宿泊場所が県内ではない場合、宿泊の場合の加算対象になるのか。**

A 9 県内での宿泊がない場合は、加算対象にはなりません。加算を受けるには、県内で1泊以上の宿泊が必要です。

**Q 10 雨天時等は、晴天時と異なる計画をしているが、申請時の実施計画書に記載は必要か。**

A 10 事前に計画している場合は、実施計画書に記載してください。それらの計画も含めて実施計画を審査します。

ただし、雨天時等の訪問先がすべて県外となった場合は、当該旅行は支援の対象外となります。

なお、当日の状況により急遽旅行を中止した場合は、速やかに「(変更・取り下げ・旅行中止)申請書(第3号様式)」をJTB三重支店に提出し、協議を行ってください。

**Q 11 交付決定された支援金は、必ずその額が支払われるのか。**

A 11 支援金の支払いについては、事業実施後の精算払いとなります。最終的な費用の合計額(実際にかかった費用から市町等からの補助金、交付金等を除いた額)が、支援金の交付決定額を下回る場合は、その額が支援金の上限となります。(その場合、減額して交付します。)

**Q 12 市町からの補助金や、国の「G o T o トラベル事業」との併用は可能か。**

A 12 市町や財団などの補助金等を受ける予定の旅行でも、その補助金等が他の補助金等との併用を認めている場合は、申請が可能です。また、国の「G o T o トラベル事業」との併用も可とします。

県の補助金等(「南部地域体験教育旅行促進事業補助金」等)を受けるとは、対象外ですが、国の「地域観光事業支援制度」を活用した県の旅行割引等クーポンとの併用は可能です。「地域観光事業支援制度」

を活用した県の旅行割引等クーポンを併用する場合は、総支援額（「地域観光事業支援制度」を活用した県の旅行割引等クーポン（地域応援クーポン2,000円を含む。）+県内教育旅行促進支援事業）が旅行代金を超えない範囲となります。総支援額が旅行代金を超える場合は、県内教育旅行促進支援事業分で調整します。

また、「地域観光事業支援制度」を活用した県の旅行割引等クーポンを併用する場合は、第2号様式「実績報告書兼確定通知書」にその旨を記載してください。

※国の「地域観光事業支援制度」を活用した県の旅行割引等クーポンの実施内容については、国の制度改正や新型コロナウイルス感染症の状況等により変更となる場合がありますので、ご留意ください。

※国の「地域観光事業支援制度」を活用した県の旅行割引等クーポンについては、公費出張は対象外です。

**Q 1 3 なぜ申請はメールのみの受付なのか。**

A 1 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できるだけ接触の機会を減らすため、申請はメールのみの受付としています。

**Q 1 4 なぜ来年3月に実施する場合は、対象外なのか。**

A 1 4 3月は、卒業式や入学試験、春休みもあり、旅行日程を入れにくいためです。また、旅行費用等の精算を3月中にする学校が多いことも考えられることから、支援金も3月中に支払うために、2月実施までの教育旅行を支援の対象としているところです。

**Q 1 5 学校で県内教育旅行の全てを企画、手配し、実施する予定だが、支援金の申請事務のみ旅行会社等に依頼してよいか。**

A 1 5 この場合、旅行会社等とはバス会社、鉄道会社を指すものと思われませんが、バス会社からの支援金の申請は可とします。

なお、鉄道会社からの申請を検討されている場合は、JTB三重支店までお問い合わせください。

**Q 1 6 北勢地域、中勢地域又は伊賀地域の校外で研修を実施した後、伊勢志摩・紀勢地域、東紀州地域のいずれかでの宿泊を検討している。  
その場合、宿泊の支援金加算の対象になるのか。**

A 1 6 北勢地域、中勢地域又は伊賀地域の校外で研修等（入場、体験の有無を問わない）を実施する場合に限り、県内全域での宿泊を支援金加算の

対象とします。

ただし、研修等及び宿泊が、伊勢志摩・紀勢地域、東紀州地域及び県外で完結する場合は、本支援金の対象になりません。

**Q 1 7 旅行実施前の支援金申請を失念してしまったが、事後申請は可能か。**

A 1 7 事後申請は、一切不可となりますので、必ず旅行実施前に申請を行い、承認を受けたうえで、旅行を実施してください。

なお、事務手続きの都合上、できる限り旅行を実施する2週間前までの申請にご協力をお願いします。

**Q 1 8 現地集合・現地解散の旅行の場合、本支援金の対象か。**

A 1 8 対象外です。

## 令和3年度県内教育旅行促進支援金交付要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、県内の観光地が直面している苦しい状況を踏まえ、必死に頑張っている観光地の事業者の回復を支援するとともに、県内の子どもたちが自然や歴史・文化等をはじめとする県内各地域の魅力を再発見し愛着を高められるよう、県内の学校が県内を行先として実施する教育旅行に対する支援を行うことを目的に創設した、県内教育旅行促進支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校（小中一貫）、高等学校、中等教育学校（中高一貫）、特別支援学校及び高等専門学校をいう。
- (2) 教育旅行 県内の学校が学校行事として企画し、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に校外で実施する修学旅行、自然教室、社会見学、遠足等で、県内において実施する教育旅行全般（「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」の対象となる南部地域を目的地とした教育旅行を除く。）をいう。

### (支援対象事業)

第3条 県内の学校が県内において行う教育旅行（以下「支援事業」という。）を支援金の交付の対象とする。

- 2 支援事業は、国（「Go To トラベル事業」を除く。）及び県の補助金等（「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」等）の交付を受けないものを対象とする。ただし、国の「地域観光事業支援制度」を活用した県の旅行割引等クーポンとの併用は可とする。

### (支援対象者)

第4条 支援対象者は、県内の学校又は県内の学校から依頼を受けて支援事業を企画、実施する旅行業者等とする。

### (支援対象者区分、支援事業区分、支援金額)

第5条 支援対象者区分、支援事業区分及び支援金額は別表のとおりとする。

- 2 実際に教育旅行に参加した児童生徒数を対象とし、教員等引率者を除く。
- 3 支援金額の合計が、支援事業に係る経費の合計額又は支援事業に係る経費の合計額から市町等の補助金等を除いた額（以下「実費額」という。）を上回る場合は、実費額を上限とする。

### (支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援事業の実施期間ごとに、支援金申請書兼承認書（第1号様式）を株式会社JTB三重支店



長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、必ず支援事業実施前に前項の規定による申請書類を提出するものとし、最終の提出期限は、令和4年1月11日17時とする。

(支援金の交付決定)

第7条 株式会社JTB三重支店長は、前条の規定による支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきと認めたときは、速やかにその決定の内容を記載した支援金申請書兼承認書(第1号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 この支援金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(平成22年1月1日施行。以下「暴力団排除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条の交付決定に不服がある場合における、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

(支援金の変更申請)

第9条 第7条第1項の規定により支援金の交付決定通知を受けた申請者(以下「支援事業者」という。)は、支援金の交付決定後において、支援事業の内容を変更しようとする場合は、支援金(変更・取り下げ・旅行中止)申請書(第3号様式)を株式会社JTB三重支店長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 支援金額が増額又は3割を超えて減額となる変更
- (2) 支援目的の達成に支障が生じるおそれのある著しい事業内容の変更

- 3 株式会社JTB三重支店長は、第1項の変更を承認したときは、支援金(変更・取り下げ・旅行中止)申請書(第3号様式)により支援事業者に通知するものとする。

(支援事業の中止又は廃止)

第10条 支援事業者は、支援金の交付決定後において、天災等のやむを得ない理由で支援事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに支援金(変更・取り下げ・旅行中止)申請書(第3号様式)を株式会社JTB三重支店長に提出し、その承認を受けなければならない。

(支援金の交付決定の取り消し等)

第11条 株式会社JTB三重支店長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の額の確定の有無に関わらず、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに支援金が交付されているときは、その返還を命ずる

ことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容又は付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (3) 支援事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 国（「G o T o トラベル事業」を除く。）及び県の補助金等の交付を受けたとき。

（支援事業の実績報告）

- 第12条 支援事業者は、支援事業が完了したときは、支援事業が完了した日から30日を経過した日又は令和4年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書兼確定通知書（第2号様式）を株式会社JTB三重支店長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、第10条の規定による支援事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に準用する。

（支援金の額の確定）

- 第13条 株式会社JTB三重支店長は、支援事業者から前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ調査等を実施し、適当と認めるときは、支援金の額を確定し、実績報告書兼確定通知書（第2号様式）により支援事業者に通知するものとする。

（支援金の請求）

- 第14条 支援事業者は、支援金の支払いを受けようとするときは、前条の規定により交付すべき支援金の額の確定を受けた後に、各者規定の請求書により行うものとする。

（支援事業に係る経理）

- 第15条 支援事業者は、支援事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支援事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

- 第16条 支援金の交付等に関し、この要領及び三重県補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項は株式会社JTB三重支店長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月8日から適用する。

別表（第5条関係）

支援対象者区分			支援事業区分	参加児童生徒1人あたりの 支援金額
	学校所在 地域	教育旅行 実施地域		
1 学校所在地域と 教育旅行実施地 域が同一地域内 の学校	北勢	北勢	日帰りの 教育旅行	1,000 円
	中勢	中勢		
	伊賀	伊賀		
2 学校所在地域と 教育旅行実施地 域が隣接地域内 の学校	北勢	中勢、伊賀	日帰りの 教育旅行	1,500 円
	中勢	北勢、伊賀		
	伊賀	北勢、中勢		
	伊勢志摩・ 紀勢	中勢		
3 上記を除く 県内の学校	伊勢志摩・ 紀勢	北勢、伊賀	日帰りの 教育旅行	2,000 円
	東紀州	北勢、中 勢、伊賀		
4 県内の学校			県内での1泊 以上の宿泊を 伴う教育旅行	上記単価に3,000円を加算

※ 実際に教育旅行に参加した児童生徒数を対象とし、教員等引率者を除く。

※ 支援金額は、実費額を上限とする。

※ 地域区分は、以下のとおりとする。

北勢…桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中勢…津市、松阪市、多気町、明和町

伊賀…伊賀市、名張市

伊勢志摩・紀勢…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町

東紀州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町